

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定に関する意見書

我が国のパートタイム労働者は、この10年間に約360万人も増加して、2003年の統計では、約1,260万人と全雇用労働者の約4分の1を占めている。

また、16年1月1日から改正労働基準法（平成15年法律第104号）が施行され、雇用者と労働者の間で有期の労働契約の締結が可能となり、期間の定めのある労働者、いわゆる有期契約労働者も増加してきている。

今後、我が国では、短時間就労など柔軟で多様な働き方が広がっていくのは時代の流れのように思われるが、パートタイム労働者及び有期契約労働者は、雇用期間に定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件、雇用などの処遇において大きな格差があり、多くの問題を抱えている。

パートタイム労働及び有期契約労働が良好な就労形態として、労働者の希望によって選択できるようにするには、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を法律によって確立することが必要であり、これは社会全体にとって喫緊の課題である。

よって、国においては、国民が安心して生活を送ることができるよう下記事項の実現について強く要請するものである。

記

- 1 パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律を制定すること。
- 2 この法律の制定に当たっては、「パートタイム労働者及び有期契

約労働者の処遇について、合理的理由がある場合を除き、差別的取り扱いを禁止すること」「被保険資格のある労働者を雇用保険、労災保険、社会保険に加入させること」「労働者が希望したときはパートタイム労働とフルタイム労働との相互転換を認めること」及び「就業規則の作成・変更をする際は、事前にパートタイム労働者及び有期契約労働者の代表の意見を聴取した上で行うこと」の４点を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 3 月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
厚生労働大臣	尾	辻	秀久	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様